

JASDAQ編

ページ	新	旧
12～	<p>d. 社長（CEO）面談、監査役面談、<u>独立役員面談等</u></p> <p>社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社に赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。</p> <p>（中略）</p> <p><u>さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。</u></p>	<p>d. 社長（CEO）面談、監査役面談等</p> <p>社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社に赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

ページ	新	旧
13	<p>e. 社長説明会</p> <p>社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき、<u>それらに対する質疑応答等を通じて、上場の可否の最終的な判断に進めるかどうかの検討を行います。加えて、</u>日本取引所自主規制法人役員から上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話します。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」（注）となる方にも同席をお願いしています。</p>	<p>e. 社長説明会</p> <p>社長（代表者、経営責任者）に東証にご来訪いただき、会社の特徴、経営方針及び事業計画等についてご説明いただき<u>ます。その後、</u>日本取引所自主規制法人役員から<u>それらに関する質問をさせていただくとともに、</u>上場会社になった際の留意事項・要請事項をお話します。留意事項・要請事項には上場会社として求められる開示体制等に関する事項も含まれることから、申請会社の「情報取扱責任者」（注）となる方にも同席をお願いしています。</p>
31	<p>（４）新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと。</p> <p>（a）最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。</p> <p>（b）最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること <u>（※）</u>。</p> <p>（規程第 216 条の 3 第 5 号 a（規程第 212 条第 6 号 d の準用））</p> <p><u>（※）内部統制報告書に係る監査証明の免除を選択可能な期間において、監査証明の免除を行っている場合は除きます。</u></p>	<p>（４）新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当するものでないこと。</p> <p>（a）最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。</p> <p>（b）最近１年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に対する内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。</p> <p>（規程第 216 条の 3 第 5 号 a（規程第 212 条第 6 号 d の準用））</p> <p><u>（新設）</u></p>

58～	<p>また、監査役会（又は<u>監査委員会、監査等委員会</u>）については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性を鑑み、常勤監査役に対する面談などを通じて、日常の監査業務の内容とその取組状況を確認します。</p> <p>（中略）</p> <p><u>その他、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）に関して、「企業行動規範」の上場会社として望まれる事項として、「上場会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする」（上場規程第445条の3）と定めています。また、上場会社として遵守すべき事項として、上場会社に、コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明することを義務付けています（上場規程第436条の3）。上場審査では、コードに関して、上場申請時に提出されるコーポレート・ガバナンスに関する報告書（ドラフト）の記載状況（コードの各原則を実施しない理由の説明の記載有無等）を確認します。</u></p> <p>（注2）規程第436条の2から第439条の内容は以下のとおりです。</p> <p>（中略）</p> <p><u>第436条の3 上場内国株券の発行者は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第419条に規定する報告書において説明するものとす</u></p>	<p>また、監査役会（又は<u>監査委員会</u>）については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性を鑑み、常勤監査役に対する面談などを通じて、日常の監査業務の内容とその取組状況を確認します。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（注2）規程第436条の2から第439条の内容は以下のとおりです。</p> <p>（中略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
-----	--	--

	<p>る。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 本則市場の上場会社</u> <u>基本原則・原則・補充原則</u></p> <p><u>(2) マザーズ及びJASDAQの上場会社</u> <u>基本原則</u></p> <p>第 437 条 上場内国株券の発行者は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役会、<u>監査等委員会又は指名委員会等（会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等をいう。）</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(中略)</p> <p>第 439 条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他<u>上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第 362 条第 4</u></p>	<p>第 437 条 上場内国株券の発行者は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役会又は<u>委員会（会社法第 2 条第 12 号に規定する委員会をいう。）</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(中略)</p> <p>第 439 条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他<u>内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第 348 条第 3 項第 4 号若しくは同法第 416 条第 1 項第 1 号ホに規定する体制の整備</u></p>
--	--	--

項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。

(中略)

(注4) 規程第436条の2に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。以下のaからdまでに掲げる独立性基準(上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2)のいずれかに該当している場合には、独立役員として届け出ることができませんので、これらの要件等に関して懸念がある場合には、主幹事証券会社等を通して事前にご相談ください。

- a. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- b. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- c. 最近において次の(a)から(c)までのいずれ

又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。

(中略)

(注4) 規程第436条の2に規定される独立役員については、社外取締役又は社外監査役のうち、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者である必要があります。独立役員として届け出ようとする者が、以下のaからeまでに掲げる事由(上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2)のいずれかに該当している場合には、原則として一般株主との利益相反が生じるおそれがあると判断されることとなりますので、これらの事由に該当している場合その他独立役員の要件等に関して懸念がある場合には、主幹事証券会社等を通して事前にご相談ください。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)

	<p><u>かに該当していた者</u></p> <p><u>(a) a 又は b に掲げる者</u></p> <p><u>(b) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</u></p> <p><u>(c) 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>d. 次の (a) から (f) までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</u></p> <p><u>(a) a から前 c までに掲げる者</u></p> <p><u>(b) 当該会社の会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(c) 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）</u></p> <p><u>(d) 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）</u></p> <p><u>(e) 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>(f) 最近において (b)、(c) 又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者</u></p>	<p><u>d. 最近において a から前 c までに該当していた者</u></p> <p><u>e. 次の (a) から (c) までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者</u></p> <p><u>(a) a から前 d までに掲げる者</u></p> <p><u>(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）を含む。）</u></p> <p><u>(c) 最近において前 (b) に該当していた者</u></p>
--	--	--

70	<p>また、関連当事者等との取引が生じていない場合や既存の取引に合理性や条件の妥当性が認められる場合でも、上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者等との取引に対する適切な認識（注意する必要性が高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認します。</p> <p><u>なお、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかについて確認します。</u></p>	<p>また、関連当事者等との取引が生じていない場合や既存の取引に合理性や条件の妥当性が認められる場合でも、上場後に合理性のない取引や条件に妥当性のない取引が行われることがないように、申請会社が関連当事者等との取引に対する適切な認識（注意する必要性が高い取引であるという認識）を有しているか、適切に牽制する仕組みを有しているかどうかについて確認します。</p> <p><u>(新設)</u></p>
128	<p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）と、取引条件の妥当性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、企業経営の健全性の観点から問題です。</p> <p><u>その他、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対して組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかについて確認が必要です。</u></p>	<p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）と、取引条件の妥当性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、企業経営の健全性の観点から問題です。</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>(関連当事者等との取引が存在する場合) (略)</p> <p>(取引が存在するかどうかに関わらず) (略)</p> <p><u>(経営者が関与する取引が存在する場合)</u></p> <p>①当該取引は、不適切な取引ではありませんか。 <input type="checkbox"/></p> <p><u>(取引が存在するかどうかに関わらず)</u></p> <p>②経営者が関与する取引の存在を適切に把握することが できますか。 <input type="checkbox"/></p> <p>③経営者が関与する取引について、組織的に検討が行われ 牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されて いますか。 <input type="checkbox"/></p>	<p>(関連当事者等との取引が存在する場合) (略)</p> <p>(取引が存在するかどうかに関わらず) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

142～	<p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）と、取引条件の妥当性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、企業経営の健全性の観点から問題です。なお、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合には、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められることもあります。</p> <p><u>その他、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対して組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかについて確認が必要です。</u></p> <p>（関連当事者等との取引が存在する場合） （略）</p> <p>（取引が存在するかどうかに関わらず） （略）</p> <p><u>（経営者が関与する取引が存在する場合）</u></p> <p><u>①当該取引は、不適切な取引ではありませんか。</u> <input type="checkbox"/></p> <p><u>（取引が存在するかどうかに関わらず）</u></p> <p><u>②経営者が関与する取引の存在を適切に把握すること</u> <input type="checkbox"/></p>	<p>会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）と、取引条件の妥当性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、企業経営の健全性の観点から問題です。なお、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合には、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められることもあります。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（関連当事者等との取引が存在する場合） （略）</p> <p>（取引が存在するかどうかに関わらず） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
------	--	--

	<p><u>ができますか。</u></p> <p><u>③経営者が関与する取引について、組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されていますか。</u> <input type="checkbox"/></p>	
156	<p>Q14: 独立役員として届出を行う予定の社外取締役又は社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であることが必要とのことですが、独立役員として届出を行う者の選任にあたって、どのような点に留意すれば良いでしょうか。</p> <p>A21: 独立役員の選任にあたっては、原則として、上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の2に記載のある各項目に該当していないことが求められます。 <u>(削る)</u></p>	<p>Q14: 独立役員として届出を行う予定の社外取締役又は社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であることが必要とのことですが、独立役員として届出を行う者の選任にあたって、どのような点に留意すれば良いでしょうか。</p> <p>A21: 独立役員の選任にあたっては、原則として、上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の2に記載のある各項目に該当していないことが求められます。<u>また、独立役員として届出を行おうとする社外取締役又は社外監査役が、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号a～eに掲げる事由に該当している場合には、独立役員届出書やコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、そうした要件に該当するような関係を有するにも関わらず、独立役員として届出を行うことについて、客観的かつ合理的な説明の記載が必要となります。</u></p>
168	<p>Q36: <u>経営者が関与する取引が存在する場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。また、「経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等」とありますが、具体的にはどのような取引でしょうか。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

A 36 : 経営者が関与する取引が存在すること自体を審査上直ちに問題視するものではありませんが、経営者が関与する取引については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対しても組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかを確認し、これらに不適切な点がある場合には、上場審査上の判断は慎重なものとなります。なお、確認対象となる期間は原則として最近2年間及び申請期を想定しております。

また、「経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等」の具体例としては、以下のようなものです。

- ・経営者の個人的な伝手で取引相手を発掘・交渉し、取引開始に至ったケース
- ・経営者自らが特定の出店計画を発案して、当該出店が遂行されているケース
- ・与信設定手続きや契約締結に係る手続きにおいて、通常は事業部長等の決裁であるところ、例外的に経営者自ら決裁を行っているケース
- ・与信設定手続きや契約締結に係る手続きにおいて、決裁者である経営者にりん議が回る以前の段階で反対意見が出され、却下案件となるところ、例外的に経営者にりん議が回り、決裁されているケース
- ・通常は取引しない相手先ではあるが、経営者の関与があったために取引開始に至ったケース

211～

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
<u>上場申請日</u>	<u>最近5年間における連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書(写)</u>			<u>JQ レポート</u> <u>【ST】 27</u> <u>(2)</u>
<u>〃</u>	<u>JQ レポート記載要領「適時開示資料等の管理状況」に記載した対応を文書化した資料(社内規程・マニュアル等) ◆</u>	<u>JQ レポートの添付書類。</u>	<u>1部</u>	<u>JQ レポート</u> <u>【ST】 27</u> <u>(15)</u> <u>【GR】 21</u> <u>(17)</u>

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
<u>(新設)</u>				
<u>(新設)</u>				

以上